

**相模原市防犯灯 ESCO 事業終了に伴う管理手法に関する
サウンディング型市場調査実施要領**

1 サウンディング型市場調査について

「サウンディング型市場調査」（以下「調査」という。）とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者等から広く意見・提案を求め、市場性の有無や民間のアイデア等を把握するために実施するものです。

2 調査の目的

現在は、ESCO 事業により、市内一円約 5 万 1 千（電柱共架タイプ約 4 万 6 千灯、独立柱（鋼管ポール）タイプ約 5 千灯）の LED 防犯灯（一部自治会管理防犯灯を除く）について維持管理しています。

ESCO 事業終了後、この LED 防犯灯を更新するとともに、安定的かつ効率的に維持管理していく必要があります。

このことを踏まえ、本市では既設 LED 防犯灯の更新、修繕・移設・撤去・新規設置等の維持管理業務、独立柱タイプ防犯灯の計画的な点検・調査や事故・緊急時の迅速な対応等業務の実施方法等について検討しております。

つきましては、事業の検討に当たり、安定的な維持管理が可能な新たな事業手法、事業スキーム、実施体制等について民間事業者等の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただきたく調査を実施します。

3 調査の対象

事業名等	防犯灯 ESCO 事業終了に伴う管理手法について
対話内容 (主なもの)	(1) 最適と考える事業手法について (2) 望ましい事業期間について ※詳細は「7 対話内容」をご確認ください。
対象者	事業主体となる可能性がある団体またはそれらを構成員とするグループ等

※詳細については、次ページ以降をご確認ください。

4 実施スケジュール

内 容	実 施 時 期
実施要領の公表	令和8年9月18日（金）
事前説明会の開催	令和8年10月9日（金） 10時 ～ 11時
対話参加の申込み	令和8年10月15日（木）～令和8年10月26日（月）
資料提出【任意】	対話実施日の5営業日前まで
対話の実施	令和8年11月16日（月）～令和8年11月20日（金）
結果の公表	令和8年12月（予定）

5 対話までの流れ

（1）事前説明会の開催

事業概要及び対話の趣旨について、事前の説明会を開催いたします。

参加を希望される方は、別紙1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記載し E メールに添付の上、期日までに下記申込先へお申し込みください。

※事前説明会への出席は対話参加の必須条件ではありません。

※Eメールの件名は「【事前説明会申込】（団体名）」としてください。

【日 時】 令和8年10月9日（金）10時から11時まで

【場 所】 相模原市役所会議室棟2階第12会議室
（相模原市中央区中央2丁目9-9）

【申込期限】 令和8年10月2日（金）17時まで

【申 込 先】 相模原市市民局交通・地域安全課
koutsuuchiiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

（2）対話参加の申込み

別紙2「エントリーシート」に必要事項を記載し E メールに添付の上、申込期間中に上記申込先へお申込みください。

※Eメールの件名は「【対話申込】（団体名）」としてください。

【申込期間】 令和8年10月15日（木）から令和8年10月26日（月）17時まで

（3）資料提出

資料の作成及び提出は求めませんが、「7 対話内容」に対し、効果的な対話を行う上で必要だと考える場合に作成、提出をお願いします（任意様式）。

※提出の場合は、Eメールへ添付の上、期日までに上記申込先へご提出ください。

※Eメールの件名は「【資料提出】（団体名）」としてください。

【提出期限】 対話実施日の5営業日前までとします。

（4）対話の実施

知的財産保護の観点から、対話は個別に実施いたします。

【日 時】 令和8年11月16日（月）から令和8年11月20日（金）までの期間で、1時間から1時間30分程度（対話参加の申込み後、別途調整いたします。）

【場 所】相模原市役所会議室棟 2 階第 1 2 会議室

(相模原市中央区中央 2 丁目 9－9)

【実施方法・対話内容等】 「7 対話内容」以降をご確認ください。

6 事業の概要

(1) 想定している業務内容

なお、業務内容は、現時点での想定です。

今回のサウンディング調査での対話や今後の調査、検討を踏まえて決定します。

ア 既存 LED 灯具、独立柱の更新前全点検

(電柱共架タイプ約 4 万 6 千灯、独立柱 (鋼管ポール) タイプ約 5 千灯)

イ 既存灯具の更新

(電柱共架タイプ約 4 万 6 千灯、独立柱 (鋼管ポール) タイプ約 5 千灯)

ウ 劣化した独立柱の更新

エ 独立柱の定期点検業務

オ 防犯灯新規設置業務

(年間 3 0 0 灯程度を想定)

カ 防犯灯管理プレートの設置

キ 自治会管理の防犯灯移管に伴う LED 灯具交換業務

(年間 1 0 灯程度を想定)

ク 防犯灯修繕・移設・撤去等の維持管理業務

ケ 電力契約 (申込・照合)

コ 電柱添架申請

サ 道路、河川占用設置許可に関する申請補助

シ 新規設置、移管、開発行為等により寄附された防犯灯の維持管理業務

(年間 8 0 灯程度を想定)

ス コールセンター業務 (修繕等の受付等 稼働時間 午前 9 時から午後 5 時まで)

セ システム構築・運営業務 (※)

※本市と協議の上、維持管理システムを構築し、灯具交換・修理・移設・撤去・新規設置等の情報などを随時データ更新すること及び本市の共通基盤 G I S システム等地図情報の更新ができるようデータを提供することを想定しています。

(2) 現在の状況

ESCO 事業により、市内一円約 5 万 1 千 (電柱共架タイプ約 4 万 6 千灯、独立柱 (鋼管ポール) タイプ約 5 千灯) の LED 防犯灯 (一部自治会管理防犯灯を除く) について維持管理 (防犯灯の修繕・移設・撤去・新規設置等) を実施しています。

(3) 検討状況

ア 既存 LED 灯具の更新を想定していますが、数が多いこともあり、適切な更新期間を検討しています。

イ 防犯灯の更新、修繕・移設・撤去・新規設置等の維持管理業務を想定していますが適切な事業手法を検討しています。

ウ 防犯灯の更新、修繕・移設・撤去・新規設置等の維持管理業務を想定しています

が適切な事業期間を検討しています。

(4) 事業スケジュール案

令和8年度 サウンディング調査

令和9年度 事業方針決定

令和10年度 事業者選定

令和11年度 事業開始

7 対話内容

主に次の項目について、自らが事業の主体等として参加することを前提に、実現可能なご意見・ご提案をお願いいたします。

対話の際には、「主な対話項目」に沿って、ご説明・ご提案をお願いします。その後、市から質問し、または参加者からの質問に対して回答させていただく形式で対話を実施します。

※一部、お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

【主な対話項目】

項目	内容
最適と考える事業手法について	「6 事業の概要（1）想定している業務内容」を行うために最適と考える事業手法（例：包括的民間委託、個別業務委託など）についてお聞かせください。
対応可能な業務範囲について	「6 事業の概要（1）想定している業務内容」に記載の業務で対応が困難な業務はありますか。また、維持管理を円滑に実施するために新たに加えたほうが良いと思う業務があるかについてお聞かせください。
望ましい事業期間について	「6 事業の概要（1）想定している業務内容」を行うための望ましい事業期間についてお聞かせください。
既存防犯灯の更新方法について	約5万1千灯の既存防犯灯を更新する方法として、一斉更新と分割更新ではどちらが最適と考えられるかをお聞かせください。 あわせて、それぞれの長所、短所についてもお聞かせください。
既設LED防犯灯を一斉更新した場合の更新期間について	約5万1千灯の既存防犯灯を一斉に更新する場合、更新にどの程度の期間を要するかをお聞かせください。

既設 LED 防犯灯を分割更新した場合の分割方法について	約 5 万 1 千灯の既存防犯灯を分割更新する場合、どのような分割方法（分割回数、1 回あたりの更新範囲等）が最適かお聞かせください。
事業開始までに必要な準備期間及び準備期間中に実施を予定する業務	契約締結日から防犯灯の更新及び維持管理を開始できるまでに要する準備期間（例：○か月、半年など）、準備期間中に実施を予定する業務についてお聞かせください。
劣化した独立柱の更新について	更新前の全点検により腐食等による劣化が見られた場合の独立柱の更新方法や更新スケジュールをお聞かせください。
独立柱の望ましい定期点検頻度について	設置後の独立柱について、腐食等の劣化状況を定期的に確認する場合の望ましい点検頻度（例：○年毎に実施など）についてお聞かせください。
占用許可申請について	防犯灯の独立柱の設置に際して、道路管理者等へ占用許可申請が必要な場合、申請に係る補助を検討しています。補助内容としては、現場調査、測量、写真撮影、各種資料（平面図、立面図、求積図、設置イメージ）作成を想定しております。対応できる内容をお聞かせください。
防犯灯の維持管理システムについて	防犯灯の維持管理システムについては、灯具交換・修理・移設・撤去・新規設置等の情報などが随時更新され、本市が円滑に確認できることを想定しています。 このような仕組みを実現するため、システムとしてどのようなものが考えられるか、また、導入上の課題や維持管理を行う上でシステムに加えた方がよい情報等があればお聞かせください。
防犯灯更新費用の平準化や財政負担軽減等のアイデア等について	防犯灯の更新費用の平準化を含めた財政負担軽減の提案、アイデア等についてお聞かせください。
緊急対応について	電線の断線、灯具の落下・破損、独立柱の折損・傾斜（既存の傾斜を除く）、漏電、重大な器具トラブル、部品脱落（ボルト、ナット等）など、緊急を要する事態が生じた場合について、土日祝日を含む 24 時間以内の現場対応が可能かお聞かせください。また、対応可能な場合は、想定される実施体制や課題についてもお聞かせください。
その他	本事業について、貴社側が考える課題や問題点等があればお聞かせください。

8 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱いについて

対話への参加実績は、事業者公募における評価の対象となりません。

対話内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも対話時点での想定のものとし、何らの約束をするものではないことをご了承ください。

(2) 対話に関する費用の負担について

対話参加に要する費用は、提案者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

対話実施後に追加対話（書面による対話を含む。）等を実施させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

(4) 実施結果の公表について

対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表いたします。

公表にあたっては、提案者の名称及び知的財産に係る内容は原則として公表いたしません。また、公表内容を提案者に対し事前に確認を行います。

※「相模原市情報公開条例」その他関係法令の規定に従い、提案の内容については情報公開の対象となる場合があります。

(5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する場合は、対話に参加することはできません。

ア 相模原市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 31 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有する（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有する）と認められる者

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は同条第 2 項に違反している事実がある者

9 参考資料

(1) 本市ホームページ（防犯灯について）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026529/1026549/1026551/1026555/1008494.html>

10 問い合わせ先

連 絡 先：相模原市市民局交通・地域安全課

所 在 地：相模原市中央区中央 2－11－15

電話番号：042-769-8229

F A X：042-754-7990

E-mail：koutsuuchiiki@city.sagamihara.kanagawa.jp